

第4回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和7年6月6日（金） 午後2時00分～
2. 会 場 黒潮町役場本庁 3階 第2・3会議室
3. 出席委員 **【農業委員】**
1番 小谷健児、2番 野坂賢思、3番 江口千寿、4番 山下理恵
6番 金子俊博、7番 橋田美和、8番 伊芸精一、9番 松本昌子
10番 垣谷征志、13番 ハジィフ泉、14番 山本勝也
【推進委員】
1番 矢野司、2番 弘瀬正彦、3番 若藤陽介、5番 小橋誠一
6番 尾崎澄夫、7番 西村二男
4. 欠席委員 **【農業委員】**
5番 濱口佳史、11番 酒井博一、12番 矢野健巳
【推進委員】
4番 宮川一郎
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議
議案第1号 農地法第3条許可申請について
議案第2号 農地法第5条許可申請について（2件）
議案第3号 農地形状変更届について（1件）
議案第4号 農用地利用集積等促進計画に関する協議について
議案第5号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について

議長

みなさん、こんにちは。

だんだん暑くなってきましたけども、お仕事で忙しい中集まっていただきましてありがとうございます。

ただいまより第4回6月定例会を行いたいと思います。

まず最初に本日の欠席委員さんですが、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの4名となっております。

本日の議事録署名人ですが、〇〇さんと〇〇さんをお願いしたいと思います。本日の会議は成立しておりますので、進めていきたいと思います。

よろしくお願いします。

それでは（2）番の議案第1号農地法第3条許可、農業委員会会長許可によるについて2件出ていますので、事務局よりお願いいたします。

事務局

1ページ目をお願いします。

議案第1号農地法第3条申請1件、こちらの方に掲載をしておりますが、こちら、修正がありまして、議案書作成した後にですね、昨日法務局の方から通知がありまして、こちらの土地について記載しております譲渡人さん譲受人さんの間で時効取得が行われた旨の通知がありまして、所有権の移転がされたということでした。

それで今回の申請者の方に確認したところ、そういう手続きをしていたと。

それで3条申請と平行して行っていて、その旨をこちらの方に連絡し忘れていたということですね、もう3条申請の方は取り下げさせていただくということでしたので、今回の議案からは、これは取り下げとさせていただきます。

すでに所有権移転がもう終わったということでしたので、申請者からみて、この手続きは不要ということになります。

議長

はい、ありがとうございます。時効取得というのは大体20年以上の管理実態で、どちらかが勝手にやっちはいかんことです。

例えば利用権の設定と時間によって何年も借りちゃったら、もう自分のものになるようなことはありませんので、お互いに確認の上で法務局の方で申請して、実行しようということになったということです。

続きまして、議案第2号、農地法第5条申請です。

2件出ていますので、事務局よりお願いいたします。

事務局

また1ページをお願いします。農地法第5条申請、2件です。

まず番号1番、譲渡人、〇〇さんです。

譲受人、〇〇さんとなっております。

申請地としまして、黒潮町入野字柳2680番地3、畑、310平米です。

理由としまして、製材の天日乾燥場整備となっております。

8ページからをお願いします。

場所ですけども、旧の国道から大方中学校の方に入って、その道を入っていったところにある場所になります。

続いて、次の9ページがゼンリンの地図となっております。

10ページが拡大の航空写真です。

11ページが公図となっております。

こちらについてご説明しますと、ちょっと前の10ページとを見比べながらですが、申請地の上にあります2679が〇〇です。

申請地右側にあります2677-5、こちらも〇〇ということで聞いております。

申請地南側に広がっております田んぼについても、所有者〇〇さんで、〇〇となっております。

そして申請地西側に広がっております田んぼは、今ちょっともう休耕地のようとなっておりますが、こちら〇〇さん、〇〇さん所有となる田んぼですが、こちら休耕

地ですので、こちらについては同意書が出ておりません。
なので、申請地の北が譲受人さんの土地、そして下が譲渡人さんの土地、申請地東側についても〇〇となっているので、今回同意書というのは、出ておりません。
12 ページが土地利用計画となっており、ご覧いただく通り天日乾燥場です。
そして、左下の方にL字のような形で、果樹が植えられております。
排水について、特に水道管の設置等はなく、雨水については自然浸透となるようです。
続いて、13 ページが現況写真です。
こちらについては、右上の奥の方に果樹を植えておりまして、こちらに「せとか」や、かんきつ類の苗木を植えているようです。
こちらには土を入れておりますが、その他すべて碎石敷とするとあります。
採石の方もすでに入れてるようなんですが。
資金計画については、土地取得費が〇〇です。
すべて〇〇となっております。
こちら土地の経過なんですが、令和4年4月に3条申請で、今回の譲渡人である〇〇さんに所有権移転がなされました。
その後、〇〇の手続きをしてかさ上げを行っております。
あと、3条申請が〇〇ですので、〇〇ということになります。
この件については、以上です。

議長 はい、ありがとうございました。
続きまして、担当委員さんの方より、お願いします。

〇〇委員 5月30日に、〇〇委員といっしょに、〇〇さんに会ってきました。
嵩上げやって田んぼから畑に変更して、そのあと柑橘類植えて、畑にしますということだったんですが、〇〇がやってまして、1回やめて、またやり始めて天日干しの場所があるということで、〇〇さんの方にちょっと譲ってくれないかということで、こういう手続きの運びになったとのことです。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。
担当員さんの方からご説明がありました。
このことについて意見、質問ありませんか。
航空写真の方は撮影が古いので、10 ページの方ですが、緑の田んぼになってますけれど、実際はもう事務局が写真を撮ってくれたように、形状変更で、現況の方は、碎石を蒔いています。
形状変更というのは、農地から農地が条件です。農地から他の用途に変える場合は、転用になります。
形状変更は、許可はいりませんが、申請だけで構いませんので、例えば田んぼの作り勝手が悪いということで、作り勝手よくするということで、土持ってきて嵩上げする場合には、形状変更届を提出すれば構いません。
現状は、こういうような採石の状態になっている。
このままやったらいからったけど、今回この5条申請ということで出てきましたので、よかろうかと思えます。
またこの5条申請というのは、うちの農業委員会で審議した後、次の県農業基盤課の方へ行きます。
そして許可を出すのはもう県の方が出しますので、こっちの方はここで審議して事務局の方から意見書を出すということですので、実際にここでOKとなっても、県の方でOKじゃなかったら許可にはなりません。
それと土地利用計画というのは12 ページにありますけれども、5条申請は土地利用計画と排水計画というのをうんと重視してますので、ここらはまた県の担当から、うちの事務局あてに、ここを直せとかこんな資料を作るようにとかいうふうに言う

てくるのかと思います。
意見はないですかね。

〇〇委員 これ、形状変更して、そのまま何にも植えてないんやろか。

事務局 果樹を植えてますね。
ちょっとですけど、現況写真を見ていただけたら。13 ページなんですけど、右上の方にですね、「せとか」とか柑橘類の苗木を植えられちゃうがですよ。
ただやっぱりちょっと採石も入れられて、道具なども持ってきちゃって、実際、厳密に言うたら、こういうふうな作業は本当は転用後にやっていただきたかったところですよ。

〇〇委員 形状変更で、今のこの現在の状態やったんやろ最初から。
畑という状況ではないでね。これは碎石敷いちゃうよね。

議長 形状変更のままではいかんがやけど、今回、5 条申請ということで正式に出てきちゃうけん、手続きとしては、これでいいとは思いますが。出てきてなかったら、言うといかないかんところやけど。
ただ、確かに、既に碎石敷いて使ってる部分もあるので、県へ送るにあたって、本当はこれではいけませんよということで、始末書を付けてもらおうということですが。

〇〇委員 これは、既に畑とみなせるかどうかという埋立をしている。
最初からやってなかったかもしれんけど。
形状変更後に、しっかり耕作しているか、地区担当の見回りも必要やと思う。

議長 ご意見あると思いますが、始末書を提出してもらおうということでよろしいですか。
田んぼからの転用でしたら特に何もありませんが、畑にしているいろいろやっておりますので。意見書つけて県に提出するという形で。

事務局 そしたら、経過の説明ということで付けていただくということで構いませんか。

議長 それでは、議案第 2 号の農地法第 5 条申請の 1 番について、承認される方の挙手をお願いします。はい、挙手多数で承認されました。
続きまして、議案第 2 号の 2 番について、事務局よりお願いします。

事務局 5 条申請の議案の確認に先立ちまして、今日、この後詳しくはお話させていただこうと思ってるんですが、これまで話してきている地域計画が今年度の当初から施行されてる関係で、町内の農地がすべて目標地図の中に入ってきていて、耕作者とその土地がですね、紐づけされてきています。
その関係で転用をするということは、もう農地じゃなくなってくるので、地域計画から除外をしなければいけないということになります。
なので今回、議案審議で承認していただくにあたって、それらはすべて地域計画から除外されることが前提での審議になります。その地域計画の除外手続きについては事務の流れがあるので、詳しくは後で説明させていただきますが、その前提という形で議案承認の方を進めさせていただきたいということをご理解いただけたらと思います。すいません。
では引き続き、第 5 条申請の 2 番のご説明です。
譲渡人が〇〇さん。譲受人、〇〇さんです。
申請地としまして黒潮町佐賀字中川原 2995 番地 28、畑、223 平米です。
理由としまして住宅建築ということですよ。

14 ページからお願いします。

まず航空写真ですが、佐賀の港からすぐの場所となりまして、近くに佐賀町民館がある場所となります。続いて15 ページがゼンリンの地図となっています。続きまして、16 ページが拡大の航空写真です。

赤枠で囲んでいる申請地の〇〇となります。

こちらを取り壊して、宅地の敷地を広げて、新たに平屋を建てるという計画のようです。

続きまして17 ページが公図となっています。

申請地の右上側にあります2995-47 が〇〇です。

そして申請地北側にあります292-2、こちらが地目雑種地ですが、現況が畑のようになっているので、こちらの同意書をいただいております。

それから、2995-31、こちら宅地になっておりまして、隣の方の住宅が建っておりますが、こちらも同意書をいただいているそうです。

続きまして、18 ページが建物の平面図です。平屋建てとなっております。

続きまして、19 ページが土地利用計画、それから排水計画図ですが、ごめんなさいちょっと排水計画図をここに詳しく載せてなかったのもので、本日追加資料で、1 枚ものの資料を加えさせていただいております。

議案第2 号の2 関連資料という資料ですが、新築する住宅の計画図が、こちらの黄色い枠内に点線で書かれております。

そしてですね、申請地2995-28 の方にですね、下の方に駐車場、それから上の方にいって、庭というふうな土地利用計画図が書かれております。

また、現在の住宅地2995-47 の東側の方にも、駐車場をつくる計画のようです。

それから排水については、この紫色に囲っているのが合併浄化槽でして、こちらから浄化槽右側の排水路、もしくは北側に流れている排水路どちらかに流すという計画のようです。

雨水については、それぞれの水路へ流していくという計画で、それから2995-31、ここにですね、隣の住宅が建っておりまして、そこの住宅用の水路がですね、2995-31 と2995-47 の間を通って、新しい新築の住宅の下を通っているんですけども、パイプを這わせて家の下に水路をつけてですね、この2995-31 の住宅用の水路をつけるようです。

それから、裏面にですね、北側、この土地利用計画数でいうと、上側の方から撮った現況写真を載せています。

それでごめんなさい、申請地を赤枠で囲ってますが、ちょっとこの赤の線が間違ってます、赤枠下の線ですね、上の方に溝のようなものが通っていると思うんですが、ここが境界線になります。ごめんなさい。

こちらが北側から見た現況写真で、南側から見た現況写真が議案書20 ページになります。

事務局からは以上です。

議長 事務局より説明がありましたが、担当委員さんの方より何かありましたら、お願いします。

〇〇委員 先日、現地確認に行ったわけですが、〇〇さんに会えなかったのもので、代理人の行政書士の〇〇さんに電話して、お話を聞きました。
今の家を取り壊して、申請地と跨いで新しい家を新築したいということで、それで家を壊さんといかんで、申請が終わってもすぐに取りかかることはできんかもしれないけど、ここに新築の家を建てたいという。現地は、ほとんど宅地に囲まれて申請地があるわけですが、宅地にしても、僕が見た感じでは、同意ももらっているということです、そんなに影響はないと思います。以上です。

議長 はい。ありがとうございます。
〇〇委員さんの方からの説明が終わりました。
これについて、質問・意見はありませんか。

〇〇委員 この 20 ページのよ。赤枠あるやいか。
これの赤枠の前の白い家もそうなが。

〇〇委員 右側に 2 階建ての家と、手前に平屋建ての家があるわね。2 階建ての家が〇〇さんの家になる。2 階建ての家を壊して。申請地を跨いで新築を建てたいということみたい。

議長 他にないですかね。
よろしいですか。県の方は、もうちょっとちゃんとした図面をつくれ言うて、事務局の方に言ってくるのかと思いますが、また県の方の指示が来ますので、それによって許可になると思います。
それでは、議案第 2 号の 2 番、5 条申請について承認される方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。
挙手全員で承認されました。
続きまして、議案第 3 号の形状変更届が 1 件出ていますので、事務局よりお願いします。

事務局 また議案書 1 ページをお願いします。
議案第 3 号球場変更届 1 件出ております。
届け出人、〇〇さんです。
届け出地としまして黒潮町入野字井ノ谷 6945 番、田、834 平米、同じく字井ノ谷 6946 番、田、389 平米です。
届け出理由としまして、嵩上げを行い、石垣を設置するということです。
21 ページからお願いします。
まず航空写真ですが、場所としまして、役場から降りまして、東の方に行ったところで、大きい交差点で錦野に上がっていく道路とそれから下の方に降りていくところありますが、その交差点のすぐ下になる場所です。
この下、白い建物がありますが、コインランドリーとなっております。
続きまして 22 ページがゼンリンの地図です。
続きまして、23 ページが拡大の航空写真。
次行きますが、24 ページが公図となっております。
この公図で言いますと、6946-2 とか 6947 というのは国の敷地ですので、国交省の名義になっておりまして、この届け出地の隣、6956 は町の所有地、それから 6955 は建設省となっております。道路敷地として使われていると思います。
25 ページが形状変更の平面図となっております。
この平面図ですが、図示したところ、左下にですね、黄色で色づけがされておりますが、そこが石垣が設置されている場所のようです。
石垣については、下の断面図にあります通り約 1.5 メートルの高さで設置しているようです。
25 ページが現況写真となっております。
こちら、平成 27 年から 28 年ごろに役場の庁舎建設工事でありますとか、国道改良工事で出た残土を、そこが田んぼだった場所にですね、入れさせていただいたようです。
本来であればその時に、先ほどのお話もありましたが、形状変更届の手続きをしておかなければいけないんですけども、できていなくて、今回この石垣をついたようなんですが、そこでちょっと形状変更手続き出さなければいかんがやないのかいう

ことで今回出してきたということのようです。
作業としてはすべて終わってしまっているのですが、本来であれば先に手続きをしていた
だきたかったというところになってきます。
申請者と話す中で、確定ではないのですが、今後はその転用としても少し検討して
いきたいということなので、その際は手続きをしっかりとしていきたいということで
おっしゃってありました。
事務局からは以上です。

議長 ありがとうございます。
担当委員さんの方からお願いします。

〇〇委員 5月30日に〇〇委員と〇〇さんのところへ話を聞きに行ったのですが、建物を建て
ることはないということで、その畑として果樹、将来的にアーモンドを植えようか
ということでした。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。
これはなかなか立派な畑になるね。これ石垣までして、ここまでして畑をやるもん
かね、もうすでに土もかなり固めているようですが。
形状変更で、先ほど事務局からもあったけど、建物やったりするがやったら許可申
請を必ず出してもらわないかんということやけど、本来だったらさっき事務局も言っ
たけど、やる前に許可もらってから周囲の同意も取ってから、それから知らった
けんいうて、後で周囲から苦情が来ても困るのでね。
届け出出すだけやけど、周囲の田んぼなんか嵩上げした場合に、周辺の田んぼな
んかにも影響を与えたらいかんので、周りの人の同意書も集めてきて、その上で農
業委員会の事務局の方に出してもらわないかんことになります。
ですが、これはもう届けやけん、このままでいくと思いますが、ついでに言うたら
あれやけど、ちょっと話しますけど、〇〇出ちょうかね。

〇〇委員 以前、申請出ちよったね。

議長 それならよかったです。またこの形状変更も届出ですが、担当委員さん、各担当地
区において気にかけて見よってください。勝手に何かしよったらいかんと。農業
委員会の方に転用の許可出さないかんですよということで、気かけちよってくだ
さい。

〇〇委員 今見ている26ページの写真、これについて、みなさんに聞きたい。この面積、そし
て石垣見て、どう考えるか。それを、みなさんに聞きたい。

議長 普通の形状変更やけど、道沿いに石垣もあって、それとコンクリも打って、まる
で宅地ができそうな形の形状になっちゃうということですかね。

〇〇委員 立派すぎるというね。

事務局 届出人さんがおっしゃってたのが、石垣をついたのはですね、どうも土のままで置
いてたら土が流出して、下の溝に流れてたらしいんですよ。
それで石垣をついたっていうのもあるとおっしゃってました。

〇〇委員 そこは、何とでも言えるでね。

事務局 これは許可案件じゃないですよ。立派な石垣かもしれんですがですけど、それはもう

認可申請じゃないので、届け出で済むという案件なので、そこはもう委員さんの方で目を光らせてですね、先ほどもアーモンド植えるということだったので、実際植えてなかったらいつ植えるかということをごすよね、そういうのをもう気にかけるしか、あの石垣が立派というのはあるかもしれんですがですけど、先ほどの一番最初に出てきた案件じゃないんですけど、実際ここへ碎石敷いて、実際つくれん状態になったときにはもうそれは無断転用ということに許可取ってなかったらなるのでしょうか、今はそれしかないのかなとは思いますが事務局としてはですね。

議長 ちょっとしばらく様子見ましょう。
それでアーモンド植えるということで先ほど出てたので、本当に植えるのかということで、様子を見ていきたいと思います。
みなさん、よろしいですか。

〇〇委員 いや、さっきみなさんに聞いたのは、これを畑とみなすか田とみなすか。
みなさんどういう考えやろうか。これ、県へいくがやろう？

議長 これは、県にはいきません。届出ですので、農業委員会への報告事項なので。

〇〇委員 この 26 ページの写真をどういうふうに皆が受け取るかということを知きたい。今後の取扱にも関係してくるろうし。

議長 どうですか、写真見ての感想。どなたかないですか。

〇〇委員 立派過ぎるというのはあるろうけど、届け出やけんよ、この方は届け出をしょうわけやけん、それをどうのこうの言うことはできんけん、何か植えるもんか畑として利用するもんか、あと見るしかないね。

議長 どうですか承認しますとかいうとこまで形状変更届はそこまではしませんのでね。ただもう、農業委員会へのこういう報告になりますので。

〇〇委員 9 月の農地パトロールの際に、また確認してみたらいいと思う。

議長 そうですね。また見てみましょう。
それでは次の議案第 4 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、本日、事務局から資料が出てきてますので、説明をお願いします。

事務局 本日お配りしました議案第 4 号と書かれたこちらの資料をお願いいたします。
利用権の設定にかかるものです。1 ページ目をお願いします。
今年度から、相対がなくなりましたので、すべて中間管理事業になる利用権設定ということで、今回出ております。
まず整理 No. 7-5、大方 7-5、貸付人、〇〇さんです。
借受人、高知県農業公社です。
設定期間としまして、令和 7 年 6 月 20 日から令和 12 年 6 月 19 日で、2 筆とも同じ設定期間となっております。
場所としまして、黒潮町浮鞭字ニガダ 2917、田、面積 424 平米、作目水稻、〇〇となっております。
同じく隣となりますが、浮鞭字ニガダ 2918、342 平米、作目水稻、同じく使用貸借となっております。

こちら2筆とも新規の設定となっております。
農地中間管理機構と利用権設定した後、〇〇さんと利用権設定を行うとのことでした。
以上です。

議長 はい、ありがとうございました。
事務局より説明がありました。質問はないでしょうか。

〇〇委員 すいません。
字ニガダいうたら、どの辺りにあるがですかね。

事務局 浮津から蜷川の方へ抜けていく道がありますが、その途中、左手の山の上にゴルフ場があると思うんですけど、そのゴルフ場の下辺りの田んぼです。

〇〇委員 分かりました。

議長 あの辺は、前からいろいろと米津治男さんがつくりようとしてやったね。

〇〇委員 やっぱり、口頭契約で又貸ししちょうとこなんかもあるけん、こうやって利用権の設定ができたらいね。

議長 トラブル防止になるね。

事務局 貸人、借人のマッチングをするのも農業委員会の役割になってくるので、ぜひお声かけをお願いします。

議長 それでは議案第4号の採決を取ります。
農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、承認される方の挙手をお願いします。
はい、ありがとうございます。
挙手全員で承認されました。
次にいきますが、議案第5号です。
認定農業者の経営改善資金借入に関する協議について事務局よりお願いします。

事務局 本日お配りしました経営改善資金借入金に関する協議の資料、お願いいたします。
今回2件出ておりまして、まず番号1番から説明させていただきます。
申し訳ありません、〇〇となります。
1ページ目からお願いします。
資金利用計画認定申請書、〇〇さんから出てきております。
内容としましてレンタルハウスの建築ということで出てきております。2ページ目をお願いいたします。
赤枠のところですが、借入希望額の合計として〇〇円ということで出てきております。
法人さんとしましては、〇〇で経営をしている経営体となります。
3ページ目ですけども、一番上の事業計画、これまで父親の経営の専従者であったが、令和6年に経営継承し法人となった。
父親の経営時より良好な経営状況であったが、法人となったことを機に規模拡大を行い、さらなる所得の拡大を目指す。
規模拡大に合わせ、常時雇用1名を雇用し、休日の確保を目指すということです。
下の投資計画ですが、APハウス1200平米内張P0の必要額としまして〇〇円。
このうち制度資金が〇〇円。右の方ですが、自己資金が〇〇円となっております。

次の4ページですけれども、こちらですね、事業の着工予定日令和7年8月1日。事業の竣工予定日令和7年8月31日となっております。その下、最終償還期限が令和21年5月31日となりますので、14年間ということになります。

償還回数に関しては、年に1回、5月31日となっております。

下の事業計画ですが、こちらは先ほど説明したものと同じです。

続いて5ページ、収支計画表ですが、ごめんなさいこれがちょっと文字がかなり小さくなっておりますので、一応A3で拡大印刷し直したものをお配りさせていただきます。

こちら既存のハウスで、規模拡大ということですので、同じ場所で規模の拡大を行っていきます。

返済が始まりますのが、この表でいくと、2年目のところからです。

下の方にあります赤字で売上の純利益というところを赤で記載しておりまして、右から3番目、2年目というところが令和7年となりまして、返済が始まります。

営業利益がマイナスで赤字がついておりますが、これはですね、減価償却などがこの一応経費の中に含まれてきていまありますので、その分を含めてこの赤になっています。実際は償還財源としてはここが確保できるので、令和7年からですね、償還が可能ということになります。

次の右の方に行きまして、令和8年9年を見ますと、ここがプラスの収支になってきておりますので、こういった状況ですね、下の方にあります償還財源というところから償還金を引きまして、差し引き余剰が出てきておりますので、償還計画償還が可能ということになります。

収支計画としては、以上です。

6ページの方も主に償還計画を載せておりますので、今説明した内容と概ね同じになります。

7ページの方がレンタルハウスの契約書の案になっています。

続いて9ページが、レンタルハウスの内張の資材の見積書となっています。

これらの合計額が先ほどお示しした事業費として上がってきております。

10ページ11ページがカタログとなっております。

1件目については以上となります。

議長 はい、ありがとうございました。
事務局より1件目について説明がありました。
これについて、質問意見はありませんか。

〇〇委員 すいません。
こんな資金借入の場合、補助金があるやいか。今回は補助金はない？

事務局 園芸用ハウス整備事業を活用する予定です。
〇〇に出るんですよ。
実際にハウス自体が〇〇になりますんで、〇〇さん自体はそこからレンタルということで借りるということになりますので、借入自体しか載ってこないかもしれないですね、ちょっとごめんなさい。
自分が近代化の資料をよう見てなかったですので、ハウスの補助自体はあります。補助の条件があるんですけど事業費の上限はあるんですが、今年でしたら〇〇ですので、〇〇というのが使えるということで、先ほど言ったように事業費の上限案ですけど8割出ますね。
事業費の8割出て、残りがですね、仮での金額のはずです。

議長 その他意見ありませんか。
質疑意見はありませんか。

ないようでしたら承認を受けたいと思います。
議案第5号の1番について承認される方の挙手をお願いします。
はい、ありがとうございます。
挙手全員で承認されました。
そしたら2番の説明をお願いします。

事務局 議案書の12ページからお願いします。
こちら2件目ですが、申請者、〇〇さんで、内容がP0更新、購入となっています。13ページをお願いします。
こちら、制度資金借入希望額が〇〇円となっております。
経営者としては、〇〇ということになってきています。
次の14ページですけども、上の事業計画としまして、現状は施設キュウリ25アールで安定した経営をしているが、中古ハウスを購入し、規模拡大を図り、所得の増大を目指す。規模拡大に係る中古ハウスの購入に関しては、農業経営基盤強化資金を利用し、P0については、既存のハウスも更新時期となっており、実質金利負担のない近代化資金を利用し、更新を行う。
実行予定は10月末だが、本件の利子補給承認後に、まず既往ハウスのP0更新について着工するため、現時点での申請となった。購入予定のハウスについては、10月に購入した後着工となる。
本件については、高知県園芸用ハウスリノベーション事業を活用する。事業費支払い後の補助金交付となるため、事業費全体を借り入れし、補助金の交付を受け次第繰上返済を行う、とのこと。
続いて次の15ページをお願いします。
今回事業の着工予定ですが、令和7年8月1日となっております、事業竣工予定日が令和7年10月30日となっております。借入申し込み金額が〇〇円です。
最終償還期限としまして令和12年5月31日ですので、5年間となります。
資金計画につきましては、〇〇となっております。
次の収支計画表ですが、こちらでもですね、A3で拡大コピーをしましたので、そちらをお願いします。
議案第4号資金借入資料申請者②と記載した資料です。
こちらの方も規模拡大を行っていきまして、収益が増えていっております。
返済が始まるのが、令和8年の5月31日からですので、この表で言うと2年目というところからです。
規模拡大を行いきまして、下の方、赤字のところでは農業所得が〇〇円出てきており、償還財源として〇〇円、償還金として〇〇円出てきておりますので、差し引き余剰が出て、償還は可能ということで、この後以降も続いてきております。
次の議案書の17ページの方ですが、こちらの償還計画を載せておりまして、内容としては今申し上げたようなところ同じような形となっております。
18ページから、見積書とそれから22ページからカタログが載っております。
事務局からの説明は以上になります。

議長 ありがとうございます。
事務局からの説明が終わりました。
議案第5号の2番について、質問意見はありませんか。
よろしいですね。

〇〇委員 〇〇さんは補助がないみたいやけど、2件目の〇〇さんも〇〇になる？

事務局 〇〇さんの方は、〇〇さんが直接事業主体になります。なので、補助があります。
〇〇は、〇〇に補助をした後の補助残を借りるということになるので、〇〇は補助金の記載はないです。〇〇さんの方は事業実施主体になるのでレンタルではないの

で、補助の機会があるということになります。
方法としてですね。

〇〇委員 現在、加持で水が出ん状態になっちょう。
ニラの農家が新設したためながやけど、ちょっとあの谷じゃ水が少ないので。鞭に
来てくれるのは嬉しいがやけど、農家が新しくハウス借りても水が出ないというの
はね。

議長 議事を進めたいと思いますが、議案第5号の2番について承認される方の挙手をお
願いいたします。
はい。
挙手全員で承認されました。
議案は、終わりましたので、一旦とめます。

(午後3時17分終了)